

第 8 次群馬県保健医療計画の変更について

[在宅医療等の変更]

健康福祉部医務課

1 第 8 次保健医療計画について

(1) 現行計画の主な内容

医療法第 30 条の 4 の規定等に基づき、次の内容を定めている。

- ① 医療連携体制の構築
 - ・ 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）
 - ・ 5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）
 - ・ 在宅医療
- ② 保健医療圏や基準病床数の設定
- ③ 地域医療構想
- ④ 医師確保
- ⑤ 外来医療 など

(2) 計画期間

平成 30 年 4 月から令和 6 年 3 月（6 年間）

2 計画の変更について

(1) 在宅医療の変更

医療法では、医療計画のうち「在宅医療」「医師確保」「外来医療」について、必要があるときは、3 年ごとに変更するものとしている。

令和 3 年度から新たな第 8 期高齢者保健福祉計画が始まることから、当該計画に
関係する「在宅医療」について保健医療計画を変更する。

(2) 疾病・事業ごとの数値目標・指標の変更

「医療連携体制の構築」にあたり施策の達成状況を検証するため、数値目標を設定しているが、計画策定時からの状況の変化により、施策の評価に適さないものについて変更する。

また、医療提供体制の現状を把握するため設定している指標について、国から示される指標例の改正があったことから、必要なものについて、変更を行う。

3 変更の概要

(1) 在宅医療

- 訪問歯科診療に係る体制整備の更なる推進
 - ・ 治療のみならず、口腔衛生指導などの口腔ケア事業の充実
- 災害や感染症発生時にも対応した在宅医療の体制整備
- 「人生会議」(※) の県民への浸透
 - ※もしものときのために、自ら望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い共有する取組。
- 医療・介護などの一層の連携体制

(2) 疾病・事業ごとの数値目標・指標の変更

- 別添のとおり

4 変更計画施行の時期

令和 3 年 4 月 1 日